

小荷物専用昇降機 法定点検のご案内



With Our Town

株式会社 **メレック**

〒700-0033 岡山市北区島田本町1-2-25

TEL:086-255-0347/FAX:086-255-1247



目次

1. はじめに
2. 法定点検とは
3. 維持管理とは

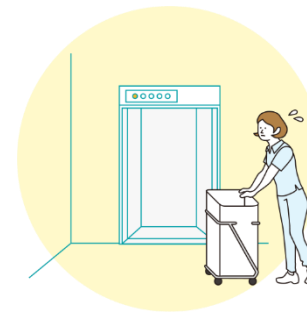


1.はじめに

以下の小荷物専用昇降機は、原則として**法定点検**が義務付けられています。

フロアタイプの小荷物専用昇降機

※フロアタイプの小荷物専用昇降機とは、昇降路の全ての出し入れ口の下端が床面より50センチメートル以下のものです。



2.法定点検とは

1. 特定行政庁への報告

- 利用者の安全の確保のため、建築基準法に基づき、1年に1度特定行政庁に報告、異常があれば是正措置を行います。
- 当社では、特定行政庁への報告業務を代行いたします。

1. 平成28年6月1日に改正

- これまで定期報告が求められていなかった小荷物専用昇降機でも、特定行政庁への報告が新たに必要となりました。
- 岡山県では平成30年度より実施が義務付けられています。

※詳しくは岡山県のホームページをご覧ください。



3.維持管理とは

昇降機を安全にご使用いただくためには、「維持管理」が重要です。

1. 保守点検を専門の技術を有する者に依頼する。
2. 日常点検を行い、異常の有無を確認する。
3. 取り扱い説明書どおりの使用を遵守する。
4. 使用者に取扱要領、使用上の注意等を指導し、周知させる。

